

信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会（第4回）議事要旨

1 日時

平成19年5月21日（月）13:00～15:00

2 場所

総務省 9階 901会議室

3 出席者

(1) 構成員（敬称略）

藤原座長、井手構成員、清野構成員、藤谷構成員、山下構成員

(2) 総務省

須田郵政行政局長、原口郵政行政局総務課長、杉山信書便事業課長、吉田信書便事業課課長補佐

4 議題

(1) ガイドラインの策定に向けた基本的な考え方について

(2) ガイドライン（案）について

(3) 研究会報告書〔骨子〕（案）について

(4) 今後のスケジュールについて

(5) その他

5 主な議論

【ガイドラインの策定に向けた基本的な考え方について】

○ 資料2について事務局より説明。

○ 質疑応答における構成員からの主な発言の内容は以下のとおり。

- ・ 事業者及び利用者にとって分かりやすいガイドラインを策定することだが、この利用者には個人だけではなく、法人も含まれるのか。

【ガイドライン（案）について】

○ 資料3, 4, 5について事務局より説明。

○ 質疑応答における構成員からの主な発言の内容は以下のとおり。

- ・ 個人情報の保護に当たっては国際的な調和を図るということも重要と思われるが、この観点から、日本独特の信書という概念で規律される信書便事業において、何か留意すべき点はあるのか。
- ・ 漏えいが発生した場合の対応を定める規定に関し、信書の秘密を侵した場合に適用される信書便法上の罰則についても、何らかの形で言及すべきではないか。
- ・ バイク便事業者における個人事業主（いわゆる個人ライダー）の取扱いについて、

第9条（安全管理措置）の解説のところでも言及した方がよいのではないか。

- ・ 漏えいが発生した場合の対応を定める規定に関し、事業者は漏れた個人情報によって特定される本人に通知するとの規定になっているが、地方公共団体から公文書集配業務を受託している場合には、まず当該地方公共団体に通知する必要がある旨を何らかの形で言及すべきではないか。
- ・ 小規模事業者の取扱いについて、ガイドラインを直接適用させるのではなく努力義務を課すこととしているが、その場合であっても、主務大臣は報告徴収等の個人情報保護法に基づく行政指導を行うことはできるのか。
- ・ 利用目的による制限の例外事由として「人の生命、身体又は財産の保護のために必要であるときであって、本人の同意を得ることが困難であるとき」と規定されており、さらに、当該個人情報が信書の秘密に該当する場合には正当な事由（違法性阻却事由）がある場合に限って認められるとあるが、正当な事由の事例として挙げられている緊急避難の場合というのは上記例外事由と何か異なる点があるのか。
- ・ 従業者の監督の規定において従業者本人への義務付けを行っているが、そもそも個人情報保護法は事業者の義務について定めている法律であるので、従業者本人に義務を課す規定は上乗せ規定として馴染まないのではないか。
- ・ 個人情報の保存期間については、可能な限り、プライバシーポリシーで記載することが望ましいのではないか。
- ・ 国の行政機関又は地方公共団体から公文書集配業務を受託した信書便事業者が個人情報を漏えいした場合は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は各条例に基づいて罰則が課される場合があるということは解説で言及したほうがよいのではないか。

【研究会報告書〔骨子〕（案）について】

- 資料6について事務局より説明。

【今後のスケジュールについて】

- 資料7について事務局より説明。

【その他】

- ・ 次回会合は6月下旬に開催予定。